

# まる得床暖プラン (主契約料金表)

---

2020年10月15日実施

## ガス料金その他の供給条件の内容

### まる得床暖プラン

#### 1 対象となるお客さま

東京瓦斯株式会社が定める託送供給約款の供給区域のお客さまで、ミツウロコガス需給約款 1（対象となるお客さま）の適用を受け、次のいずれも該当し、当社との協議が整ったお客さまを対象といたします。

- (1) 当社が、当社の定める方式により、この料金表により算定されたガス料金を継続して請求できること。
- (2) エネルギー源として主に都市ガスを使用し、温水を循環させる機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、居室の床面下に設置した温水配管によって居室の床面暖房を行なう機器（以下「床暖房」といいます。）を居室で使用されること。
- (3) 住宅または施設付き住宅（1建物に住宅と店舗等の非住宅部分のあるものをいいます。）の住宅部分において熱源機を使用されること。

#### 2 ガス料金

ガス料金は、基本料金および従量料金の合計（小数点以下第2位まで計算）といたします。ただし、従量料金は、別表 1（原料費調整） 1 (1)によって算定された平均原料価格が57,250円を下回る場合は、別表 1（原料費調整）

1 (4)によって算定された原料費調整額を差し引いたものとし、別表 1（原料費調整） 1 (1)によって算定された平均原料価格が57,250円を上回る場合は、別表（原料費調整） 1 (4)によって算定された原料費調整額を加えたものといたします。

なお、ガス料金の算定期間の終期が5月1日から11月30日までの場合は料金表（その他期）を、12月1日から4月30日までの場合は料金表（冬期）を、それぞれ適用いたします。

(1) 料金表（その他期）

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを，使用量が20立方メートルをこえ，80立方メートルまでの場合には料金表Bを，使用量が80立方メートルをこえ，200立方メートルまでの場合には料金表Cを，使用量が200立方メートルをこえ，500立方メートルまでの場合には料金表Dを，使用量が500立方メートルをこえ，800立方メートルまでの場合には料金表Eを，使用量が800立方メートルをこえる場合には料金表Fを，それぞれ適用いたします。

イ 料金表 A

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき（税込み）	759円00銭
--------------	---------

(ロ) 従量料金

従量料金は，その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき（税込み）	145円10銭
------------------	---------

ロ 料金表 B

(イ) 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき（税込み）	1,056円00銭
--------------	-----------

(ロ) 従量料金

従量料金は，その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき（税込み）	130円25銭
------------------	---------

## ハ 料 金 表 C

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き (税込み)	1,232円00銭
-------------------	-----------

### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き (税込み)	128円05銭
---------------------------	---------

## ニ 料 金 表 D

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き (税込み)	1,892円00銭
-------------------	-----------

### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き (税込み)	124円75銭
---------------------------	---------

## ホ 料 金 表 E

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契 約 に つ き (税込み)	6,292円00銭
-------------------	-----------

### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立 方 メ ー ト ル に つ き (税込み)	115円95銭
---------------------------	---------

## へ 料金表 F

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	12,452円00銭
---------------	------------

### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	108円25銭
-------------------	---------

## (2) 料金表 (冬期)

使用量が20立方メートルまでの場合には料金表Aを、使用量が20立方メートルをこえ、80立方メートルまでの場合には料金表Bを、使用量が80立方メートルをこえる場合には料金表Cを、それぞれ適用いたします。

### イ 料金表A

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	759円00銭
---------------	---------

#### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	145円10銭
-------------------	---------

### ロ 料金表B

#### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	1,265円00銭
---------------	-----------

#### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	119円80銭
-------------------	---------

## ハ 料金表C

### (イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき (税込み)	2,145円00銭
---------------	-----------

### (ロ) 従量料金

従量料金は、その1月の使用量によって算定いたします。

1 立方メートルにつき (税込み)	108円80銭
-------------------	---------

## 3 日割計算

- (1) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16 (ガス料金の算定) (2)イからニまでの規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2 (ガス料金) (1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、次の日割計算日数で除した1か月換算使用量によります。

### ① 日割計算後基本料金

基本料金 × 日割計算日数 / 30

(備考)

- ・ 基本料金は、2 (ガス料金) (1)から(6)の料金表における基本料金
- ・ 日割計算日数は、料金算定期間の日数
- ・ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

### ② 従量料金

従量料金は、2 (ガス料金) の規定によります。

- (2) 当社は、ミツウロコガス需給約款 16 (ガス料金の算定) (2)への規定により料金の日割計算をする場合の料金は、次の日割計算後基本料金と従量料金の合計といたします。なお、2 (ガス料金) (1)から(6)のいずれの料金表を適用するかは、料金算定期間の使用量に30を乗じ、30から供給中止

期間の日数を差し引いた日数で除した1か月換算使用量によります。

① 日割計算後基本料金

基本料金 × (30 - 供給中止期間の日数) / 30

(備考)

- ・ 基本料金は、2 (ガス料金) (1) から (6) の料金表における基本料金
- ・ 供給中止期間の日数は、供給中止の日の翌日から供給再開の日までの日数。ただし、31日以上の場合は30
- ・ 計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨て

② 従量料金

従量料金は、2 (ガス料金) の規定によります。

- (3) ミツウロコガス需給約款 16 (ガス料金の算定) (1) 口の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

#### 4 割引制度

- (1) この、まる得床暖プラン(主契約料金表)が適用されるお客さまにあって、高効率給湯器または浴室暖房乾燥機をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、当社が規定する申し込み方法により割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第1種割引 (エコ給割)

適用条件 高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用の場合

第2種割引 (浴暖割)

適用条件 浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

第3種割引 (ダブル割)

適用条件 高効率給湯器によって供給される温水を居室でご使用されており、かつ、浴室暖房乾燥機を浴室または脱衣室でご使用の場合

- (2) 割引制度の適用が開始される日は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日と致します。ただし申し込みを承諾した

日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。

- (3) 割引制度の適用が終了する日は、このまる得床暖プラン(主契約料金表)にもとづく契約が解約された日といたします。
- (4) 割引額の算定について当社は、第1種割引は別表2(1)を、第2種割引は別表2(2)を、第3種割引は別表2(3)を適用して算定いたします。
- (5) すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、(1)に定める割引種別のうち、条件を満たすいずれかの割引種別を選択し当社が規定する申し込み方法により割引種別の変更を当社に申し込むことができるものといたします。
- (6) 変更後の割引種別の適用が開始される日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日の翌日といたします。
- (7) お客さまのガスの使用状況に変更がある場合、または(1)の適用条件を満たさなくなった場合には、お客さまのお申し出にもとづき割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、(1)の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは速やかにその旨を当社にご連絡していただきます。
- (8) お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合、または当社が(1)の適用条件を満たさなくなったことが確認できた場合、当社の申し出にもとづき、割引制度の適用を終了できるものといたします。
- (9) (7)または(8)の申し出にもとづく割引制度の終了する日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日といたします。(申し出の相手方への到着日と定例検針日が同日の場合はその日といたします。)

## 5 ガス料金の精算

お客さまが1(対象となるお客さま)(2)または(3)の条件を満たさずにガスを使用された場合、当社は、条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、当社が別に定めるまる得プラン(主契約料金表)にもとづきガス料金として算定される金額と既に申し受けたガス料金との差額を申し受けることがあります。



## 6 供給ガスの熱量, 圧力および燃焼性

この料金表による供給ガスにおける熱量, 圧力, 燃焼性は, 次のとおりといたします。

なお, 供給ガスは, 燃焼性によって類別されており, この料金表による供給ガスの類別は13Aであるため, 13Aとされているガス機器が適合いたします。

熱量	標準熱量	……	45メガジュール
	最低熱量	……	44メガジュール
圧力	最高圧力	……	2.5キロパスカル
	最低圧力	……	1.0キロパスカル
燃焼性	最高燃焼速度	……	47
	最低燃焼速度	……	35
	最高ウォッベ指数	……	57.8
	最低ウォッベ指数	……	52.7

## 7 その他

その他の事項については, ミツウロコガス需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則（実施期日）

この料金表は、2020年10月15日から実施いたします。

## 別 表 1 (原料費調整)

### 1 原料費調整額の算定

#### (1) 平均原料価格

1 トン当たりの平均原料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均原料価格は、10円単位とし、10円未満の端数は、1円の位で四捨五入いたします。ただし、その金額が91,600円以上となった場合は、91,600円といたします。

$$\text{平均原料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LNG 価格

B = 各平均原料価格算定期間における 1 トン当たりの平均 LPG 価格

$$\alpha = 0.9479$$

$$\beta = 0.0546$$

#### (2) 原料費調整単価

原料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 1 トン当たりの平均原料価格が57,250円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (57,250\text{円} - \text{平均原料価格}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 1 トン当たりの平均原料価格が57,250円を上回る場合

$$\begin{array}{l} \text{原料費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均原料価格} - 57,250\text{円}) \times \frac{\text{2の基準単価}}{100} \times (1 + \text{消費税率})$$

なお、原料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、イによって算定する場合は切り上げ、ロによって算定する場合は切り捨てます。

#### (3) 原料費調整単価の適用

各平均原料価格算定期間の平均原料価格によって算定された原料費調整単価は、その平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間に算定されるガス料金に適用いたします。

なお、各平均原料価格算定期間に対応する原料費調整単価適用期間は、

次のとおりといたします。

平均原料価格算定期間	原料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	料金算定期間の末日が10月1日から10月31日に属する料金算定期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	料金算定期間の末日が11月1日から11月30日に属する料金算定期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	料金算定期間の末日が12月1日から12月31日に属する料金算定期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（閏年となる場合は、2月29日）に属する料金算定期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間）	料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間

#### (4) 原料費調整額

原料費調整額は、その1月の使用量に(2)によって算定された原料費調整単価を適用して算定いたします。

## 2 基準単価

基準単価は、平均原料価格が100円変動した場合の値とし、次のとおりとい

たします。

1 立方メートルにつき (税抜き)	8 銭 1 厘
-------------------	---------

### 3 原料費調整単価等のお知らせ

当社は、1 (1) の各平均原料価格算定期間における1トン当たりの平均L N G価格、1トン当たりの平均L P G価格および1 (2) によって算定された原料費調整単価をお知らせいたします。

別 表 2 (割引種別)

(1) 第1種割引 (エコ給割)

割 引 率	3パーセント
-------	--------

(2) 第2種割引 (浴暖割)

割 引 率	3パーセント
-------	--------

(3) 第3種割引 (ダブル割)

割 引 率	6パーセント
-------	--------